

別紙

令和4年度ふくしまチャレンジライフ推進事業(県北地方)業務委託に関する仕様書(案)

1 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託するふくしまチャレンジライフ推進事業（県北地方）に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和5年3月15日までの期間

3 委託業務の内容

(1) ふくしまチャレンジライフプログラム(県北地方)(短期滞在型仕事・生活体験)の企画・運営

ア 事業の対象地域は、県北地方8市町村（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村）とし、首都圏の若者等が都会にはない「新しい働き方・暮らし方」を実践できる魅力的な仕事を発掘し、首都圏の若者等が体験するプログラムとして提案すること。

イ 対象地域に居住し、地域との関わりを持つ者で、ふくしまチャレンジライフプログラム（以下「プログラム」という。）の参加者（以下「プログラム参加者」という。）の受け入れ、仕事の提供、地域との関係づくりを担う「地域ディレクター」を1市町村につき1団体・個人以上配置し、連携する等して、プログラム参加者の様々なニーズに応えることができるようにすること。

ウ プログラムは、参加者が実際に対象地域を訪れて体験するもののほか、新型コロナウイルス感染症の状況に応じてオンラインを活用したプログラムを実施すること。なお、オンラインを活用したプログラムを実施する場合、「福が満開、福島暮らし情報センター」と連携・調整を図ること。

エ プログラム参加者は合計で50名程度とし、参加者が実際に対象地域を訪れて体験するものについては1人当たりの滞在上限日数を6日までとすること。

オ プログラム参加者に対する仕事体験指導費（5,000円/日以内）、地域ディレクターの報酬（30,000円/回以内）、その他プログラム実施に要する経費を負担すること。

カ 体験プログラムを提案する際は、プログラム参加者と地域の関係者が交流できるよう配慮すること。

キ プログラム実施中にプログラム参加者が傷害を負った場合やプログラム参加者に賠償責任が生じた場合に備え、プログラム参加者を補償するための保険に加入すること。

(2) 首都圏等におけるふくしまチャレンジプログラムの広報及びプログラム参加者の募集

ア 首都圏の若者等を対象として、都会にはない「新しい働き方・暮らし方」や自己実現にチャレンジする場としての魅力を効果的に広報し、プログラム参加者の募集を行うこと。

イ プログラム参加を希望する者の問い合わせ窓口を設置すること。

ウ プログラム参加を希望する者と事業実施地域の関係者等との連絡調整を行うこと。

エ ア、イのためにホームページ、SNS（facebook、Instagram、Twitter等）を開設し、積極的にプログラム参加者の募集や広報を行うこと。

(3) 事業成果の把握・とりまとめ

参加者、地域ディレクター、地域の関係者等に対しアンケート又は聞き取りを行い、事業

の成果や課題を取りまとめること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に事前に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

4 成果品

実績報告書（正本 1 部）

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・委託業務着手届
- ・総括責任者通知書
- ・実施工程表（任意様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・委託業務完了報告書
- ・委託業務実績報告書
- ・収支決算書（任意様式）
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

- (1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。